

令和7年度 就学援助のお知らせ

◆前年度就学援助を受けていた方でも、引き続き援助を希望される場合は、申請が必要です◆

石垣市では、公立小中学校に通う子どもの保護者に対して、経済的理由により学校給食費や学用品費など教育費の支払いにお困りの方に、その費用の一部を援助しています。

また平成28年度より、子どもの貧困対策の基金を活用し、制度の拡充（世帯収入上限値の緩和）を図っています。

◎ 援助対象者

石垣市に住所を有し、公立の小・中学校へ通学している児童生徒の保護者で、他自治体の就学援助を受けておらず、下記のいずれかに該当する方

- ① 生活が困窮していると認められる方
- ② 生活保護を令和6年4月1日以降に停止又は廃止になった方
- ③ 生計維持者が病気療養中など特殊事情を有する方。（校長意見書の提出が必要）
- ④ 東日本大震災、大規模災害の被災者で生活が困窮していると認められる方
・・・援助を希望される方は、教育委員会 学務課までお問い合わせください。

◎ 申請期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）

※ 提出期間を過ぎての申請（中途申請）も受け付けます。ただし、中途申請は受給額が減額となりますので、ご了承ください。（詳しくは教育委員会 学務課までお問い合わせください）

◎ 提出書類

- ① 「就学援助申請書・同意書」
- ② 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカードのコピー
（口座名義、支店名、口座番号が確認できるもの）
- ③ 「令和7年度所得課税証明書」（原本）
※ 令和7年1月1日に、島外に住所を有していた方のみ
 - ・ 学生を除く世帯全員分
 - ・ 6月上旬から令和7年度の書類が取得できます。
 - ・ マイナンバーの記載のないもの
- ④ 特殊事情により申請する方は、それを証明する書類
 - ・ 病気にかかる診断書、障害者手帳（写）等
 - ・ 校長意見書

全ての申請者が提出

対象者のみ提出

【注意事項】前年の所得申告を元に、判定を行います。前年に収入がなかった方も、ゼロ申告が必要です。未申告の方は源泉徴収票とマイナンバーを持参し、6月に石垣市役所 税務課 窓口にて申告されて下さい。
教育委員会にて収入情報の確認ができない場合、**不備による否認定**となります。

次ページへつづきます

◎ 提出先

児童生徒が通う学校の事務室（申請書類を揃え、提出ください）

※ 兄弟姉妹が小学校・中学校ともにいる場合には、申請書は小学校・中学校の両方へ、添付書類は、どちらか一方の学校へ必要書類を提出してください。

注意

保護者の方が、必ず学校へ書類を提出してください。（書類内容や口座の確認が必要です）フリクションボールペンなど、消せるペンで記入された書類の受付はできません。

○ 認定までの流れ

申請後、「準要保護認定委員会」にて認否判定



学校を通じて認否結果通知（8月下旬）

○ 認定の目安基準額（被災児童生徒を除く）

世帯人数	家族構成	およその世帯総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	175万
3人	親1人・小学生1人・中学生1人の場合	238万
3人	両親・小学生1人の場合	226万
4人	両親・小学生1人・中学生1人の場合	260万
5人	両親・小学生1人・中学生1人・園児1人の場合	288万

※ 左の表は、あくまでも「目安」です。家族構成や状況により、各家庭それぞれ金額が変わります。（収入額が超えていても、認定となる場合もあります。）

ここでいう収入とは、以下のとおり算出した額としています。

所得税法上の所得の合算額 (給与及び公的年金等については収入額)	—	所得控除額 (社会保険・生命保険・地震保険料控除)	=	世帯総収入額 (世帯全員の収入)
-------------------------------------	---	------------------------------	---	---------------------

○ 援助の内容（年額）※ 金額は、いずれも限度額。内容が変更となる場合もあります。

※ 被災児童生徒の金額は多少異なります。詳しくはお問い合わせください。

	新入学用品費 (1学年のみ)	通学用品 (1年生以外)	学用品費	校外活動費 (宿泊あり)	校外活動費 (宿泊なし)	学校給食費	医療費 (医療機関へ)
小学校	50,600円	2,250円	11,520円	3,650円	1,580円	実費	実費
中学校	57,400円	2,250円	22,510円	6,150円	2,290円	実費	実費

※ 医療費については、「学校保健安全法施行令第8条」に該当する疾病のみ補助対象

○ 留意事項（必ずご一読ください）

- ① 書類を提出する際は、必要書類がそろっているか、記入漏れがないか、今一度お確かめになって提出ください。
- ② 申請後、生活保護基準に基づいて判定します。申請者は必ず認定されるとは限りませんので、ご了承ください。
- ③ 医療費に関しては以下のとおりとなります。
 - ・ 石垣市子ども医療費助成制度の給付対象年齢が高校卒業までとなりましたので、そちらをご利用ください。 問合せ先：0980-87-0771（石垣市役所 子ども家庭課 給付係）
 - ・ 要保護対象者は子ども医療費の対象外ですので、従来とおり、学校より医療券を発行いただき、ご利用ください。詳しくは学校までお問い合わせください。

問合せ先：石垣市立平真小学校 事務室 TEL：82-3263